

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部  
負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政  
支援を求める意見書

医療費窓口負担免除措置再開については、平成 25 年 12 月 27 日に安倍晋三首相が宮城県内視察にあわせて、被災地自治体への医療費（国民健康保険）の財政支援を強化すると発表され、それ以降、市長会や町村会による宮城県に対する支援の働きかけや各自治体での再開に向けた検討が進められました。しかし、国からの給付増加に対する財政補助率の拡大等が示された一方で、一部負担金等の免除措置に対する財政支援は認められず、また、後期高齢者医療制度及び介護保険の一部負担金及び利用料減免については、追加的な財政支援は示されませんでした。

そうした免除措置再開に十分な財政手当がない中、県内市町村は現場の声を受けとめながら大変な財政的問題を抱え対象を絞り込むなどし、医療と介護の減免を再開させています。

被災地では、今なお生活再建の見通しが立たない被災者も多く、生活環境の変化による体調悪化等により、医療や介護支援が必要となる要介護認定者等も増加しており、被災者に対するさまざまな支援の継続が求められています。

よって、国、県においては、生活再建に至らない被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援をなされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 17 日

名取市議会議長 山口 實

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財 務 大 臣 殿

厚生労働大臣 殿

宮 城 県 知 事 殿